

東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する盛岡市工事請負契約約款第 25 条第 6 項
(いわゆる「インフレライド条項」) の運用基準について

盛岡市工事請負契約約款第 25 条第 6 項の規定 (以下「インフレライド条項」という。) の運用については、当分の間、次のとおり運用することとする。

記

1 適用工事

- (1) 盛岡市で実施されている工事であること。
- (2) インフレライド条項による請負代金額の変更請求は、2 (3)に定める残工期が2 (2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (3) 発注者及び受注者による適用工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時 (ただし、賃金水準の変更が入札公告の翌日又は随意契約にあつては見積依頼を通知した日の翌日から契約締結の日までの間になされたものにあつては、契約を締結した時) とする。

2 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：インフレライド条項に基づき発注者又は受注者が請負代金額の変更を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日を基本とする。ただし、これにより難しい場合は、請求日から 14 日以内の範囲で発注者と受注者が協議して定める日とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3 インフレライド条項に基づく請負代金額の変更請求

発注者又は受注者からのインフレライド条項に基づく請負代金額の変更請求 (以下「インフレライド条項に基づく請求」という。) は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更日から、次の賃金水準の変更がなされる日までとする。

4 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額 (以下「スライド額」という。) は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形数量に相当する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形数量に相当する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算定した P_1 に相当する額

($P = \alpha \times Z$ α ：請負比率、 Z ：設計書金額)

- (3) 減額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{減}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{減}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形数量に相当する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算定した P_1 に相当する額

($P = \alpha \times Z$ α ：請負比率、 Z ：設計書金額)

- (4) スライド額の算定は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について行うものとし、歩掛の変更については考慮しない。

5 残工事量の算定

- (1) 発注者は、工事数量総括表（工事数量表）を用いて基準日における出来形数量を確認し、残工事量を算定するものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていない発注者が指示した設計数量のうち、基準日以降の残工事量はスライド額の算定の対象とする。
- (3) 受注者が基準日前に現場搬入した材料について発注者が確認したものは、出来形数量として取り扱う。
- また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができる。
- ア 工場製作品については、工場で基準日前に製作したことが確認できる製品又はミルシート等で在庫確認ができる材料。
- イ 受注者が基準日前に配置した現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）。
- ウ 受注者と材料販売者等が締結した契約書で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料。
- (4) 工事数量総括表（工事数量表）で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象として取り扱うことができる。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形数量に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形数量に含めないものとする。

6 積算に使用する単価

- (1) 変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、基準日において発注者が積算に使用している物価資料等の価格を基本とする。
- (2) 特別調査又は見積により決定している単価で、改めて基準日時点での特別調査や見積徴収が困難な場合、類似材料等の当初積算時と基準日における物価資料等の単価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合や物価資料等に類似単価の掲載がない場合については、証明資料（領収書等）をもとに確認した個別の実取引価格（受注者の購入価格）を使用するものとする。しかし、取引価格の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、類似品目の材料との価格の比較等を実施するとともに、必要に応じて受注者等へのヒアリングを行い、価格の妥当性を確認するものとする。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 盛岡市工事請負契約約款第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド条項」）の規定に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド条項に基づく請求を行うことができる。
- (2) インフレスライド条項に基づき請負代金額の変更を行った後でも、盛岡市工事請負契約約款第25条第5項（いわゆる「単品スライド条項」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。